

令和 5 年 度

北海道教育庁内部統制評価報告書

北海道教育委員会

令和5年度 北海道教育庁内部統制評価報告書

北海道教育委員会教育長は、道が実施している内部統制の取組等を参考に評価を行い、次のとおり報告書を作成しました。

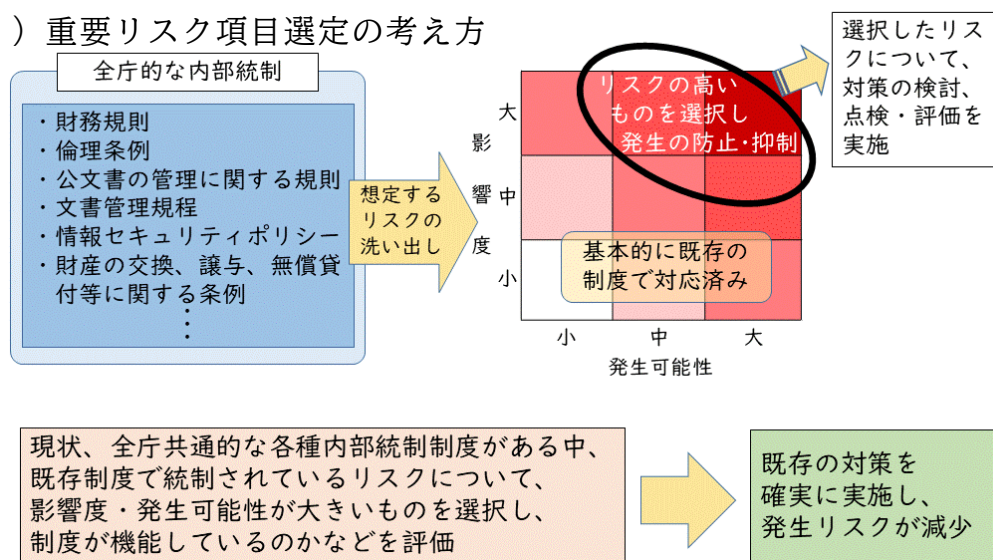
1 内部統制の整備及び運用に関する事項

北海道教育委員会教育長は、北海道教育庁の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、北海道知事が「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき策定した、「北海道の適正な事務執行に向けた取組に関する方針」（令和2年4月1日公表）を参考に、①財務に関する事務、②適正な管理及び執行を確保する必要のある事務について、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

【北海道教育庁における内部統制】

内部統制の整備及び運用を推進する役割を担う総務政策局教育政策課組織力向上推進室において、過去5年間における北海道監査委員による定期監査での指摘事項等の中から、全庁的な内部統制における規程等に関する業務上のリスクを洗い出し、その中から特に発生可能性が大きいリスクや発生した場合の影響度が大きいもの（図1）を重要リスク5項目（別表1）として選定した上で、所属ごとにリスク対応策を設定して重点的に取り組むことで、不適正事務の発生防止及び抑制を図り、事務の適正な執行を進めています。

（図1）重要リスク項目選定の考え方



なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）、⑥ICT（情報通信技術）への対応）が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。例えば、単純な判断の誤りや不注意、

複数の担当者による共謀、当初想定していなかった組織内外の環境の変化、非定型的な事務処理等により、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

(別表1) 令和5年度重要リスク項目

1	個人情報の不適正管理
2	補助金の不適正事務（交付決定遅延、国庫補助金概算払未請求）
3	議事録の未作成
4	不適切な支払い事務（私費払い）
5	指定管理者制度の不適切な運用事務

2 評価手続

北海道教育庁においては、令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、「北海道教育庁の適正な事務執行に向けた取組の推進及び評価に関する要綱」（令和5年3月31日制定、令和5年5月31日一部改正）に基づき、次のとおり内部統制の評価を実施しました（図2）。

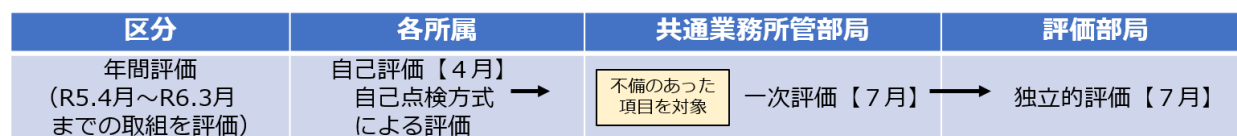
【内部統制の評価手続】

内部統制の評価は、各所属単位（38所属）で行う自己評価、共通業務所管部局で行う一次評価及び評価部局で行う独立的評価の3段階で実施することとし、年間評価（令和5年度通期の評価）を実施しました。

自己評価は重要リスク5項目について、各所属自ら設定した対応策が整備されているか、適正に運用されているか、その他の不備の有無について点検するほか、不備が発生した場合には、その概要、原因の分析とともに、改善事項を定めているかについて確認するものであり、各所属による自己点検方式により、評価を行いました。

一次評価は自己評価で不備のあった事案について、各所属で検討した改善事項が規程やマニュアル等に定める取扱いに沿った十分な内容であるかどうかを共通業務所管部局がそれぞれの所管している制度に照らして評価し、独立的評価は一次評価を行った事案に対し、評価部局が独立的な観点からの評価を行い、内部統制の有効性について評価しました。

(図2) 北海道教育庁における内部統制の評価手続（概要）



【 】は実施時期

3 内部統制の評価結果

前記2に従い、評価を実施した結果は、次のとおりです。

(1) 整備上の不備について

整備上の不備（不適正事務の発生を防ぐための対応策の実践に必要な準備が整っていない等により不適正な事務を発生させる可能性のあるものをいう。）の発生はありませんでした。

(2) 運用上の不備について

運用上の不備（対応策は有効なものであっても、適切に実施されなかったことで、結果として不適正な事務を発生させたものをいう。）は、5所属で合計7件ありました。

(3) 重大な不備について

上記7件の不備について、量的重要性及び質的重要性の観点から、道における判断基準（図3）を踏まえ、重大な不備に該当するか判断を行いました。

（図3）道の判断基準

不適正事務について、大きな不利益を生じさせる蓋然性の高いもの又は実際に生じさせた場合で、質的重要性のいずれかに該当し、かつ、量的重要性のいずれかに該当する場合は、重大な不備に該当するかどうかの判断を行う。

なお、質的重要性が特に大きいと考えられるものについては、量的重要性にかかわらず、重大な不備に該当するものとする。

量的重要性
①定期監査又は随時監査において指摘事項とされたものであって、懲戒処分の対象となった事案のうち、1事案あたりの金銭的不利益が概ね100万円以上であるもの
②同一の不適正事務であって懲戒処分の対象となった事案のうち、評価対象期間内に2事案以上発生しているもの

質的重要性
①道行政全体への信用を著しく毀損させる不適正事務
②不適正事務の結果が広い地域又は大多数の住民等にわたるなど広範囲に影響を与え、特に住民に著しく影響を与えるもの
③不適正事務に関係する部局が広範囲であり、道の業務遂行に大きな影響を与えるもの
④不適正事務への対応がなされず、同一所属で再発又は複数回発生したもの
⑤不適正事務について広く報道されるなど社会的な関心度が高いもの

それぞれの不備について、個々の対応状況をもとに事案の重要性や影響度を勘案して運用上の重大な不備（事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を実際に生じさせたものをいう。）の有無について検討した結果、個人情報が入った文書の誤送付（2件）については、運用上の重大な不備に該当するものと判断しました。

また、重大な不備に該当するものと判断した2件を除く5件の不備については、重要リスク項目に該当する不適切な支払い事務（私費払い）1件を、重大な不備に準ずる事案として報告することと判断しました。

なお、いずれの不備についても、不備の発生後、改善事項を定め適切な運用に努めていることを確認しています。

(4) 評価結果

前記(3)のとおり、評価対象期間中、運用上の重大な不備が発生したため、北海道教育庁における内部統制は、一部有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

(1) 重大な不備事案

① 個人情報が入った文書の誤送付

ア 不備の概要等

令和5年度において、他人の氏名やメールアドレスなどの個人情報が入った文書を誤って送付する事案が、1所属で2件発生しました。

「個人情報の不適正管理」については、令和5年度の重要リスク項目として選定し、全庁挙げて対応策に取り組んでいたにもかかわらず、不備が複数回発生し、道政に対する道民の信頼を著しく損ねる事態となったことを重く受け止め、重大な不備に該当するものと判断しました。

イ 不備の原因等

いずれの事案も、個人情報送付時のダブルチェックの実施等の対応策を適切に実施していれば、誤送付を防ぐことができたにもかかわらず、対応策を怠るなどの内部統制の運用上の不備がありました。

ウ 是正措置の内容

今回の事案発生後、改めて、個人情報を含む文書の誤送付防止に関する研修を所属内で実施した上で、メール送信時に係るチェック実施体制の見直しを行い、再発防止に向けた取組の徹底を図りました。

(2) その他の不備事案

① 不適切な支払い事務（私費払い）

ア 不備の概要等

高等学校の災害共済給付金の還付処理に当たり、これを私費により支払っている（6,622円）事案が令和5年4月に発覚しました。

本事案については、内部統制制度の導入前に発生した事案ですが、「不適切な支払い事務（私費払い）」については、令和5年度の重要リスク項目として選定している中での発覚となったことを重く受け止め、重大な不備に準ずる事案として報告します。

イ 不備の原因等

本事案は、所属内で事務処理の進捗状況を定期的を確認するなどの対応策を適切に実施していたものの、事務担当者が上司等に相談し適切な事務を講じることを怠ったこと及び内部牽制が機能しなかったことなど内部統制の運用上の不備がありました。

ウ 是正措置の内容

毎月の定期的な打合せにおいて、係内の業務や支払い事務の進捗状況を確認し、係内で共有するとともに、管理職員も定期的を確認を行うよう見直しを行い、再発防止に向けた取組の徹底を図りました。

② その他

①以外の不備事案（4件）については、別表2のとおりです。

(別表2)

1	郵送で提出された入札書を開札せず不参加として入札執行したもの 校舎等環境整備業務委託の一般競争入札において、入札参加者から事前に郵送された入札書の保管方法が適切でなかったことから、入札執行日に開札せず、不参加として執行したものがあった。 なお、落札者に影響はなかった。
2	失格とすべき者を落札者としているもの 清掃業務委託契約において、予定価格を誤って積算し、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものがあった。
3	物品の亡失 機械警備用電子キーの亡失が、1件あった。 また、このことにより購入費用の支出があった。
4	教育財産等の管理を適切に行っていないもの 自家用電気工作物保安管理業務委託において、電気設備に改修事項等があるとした点検結果の報告を受けていたにもかかわらず、長期間にわたり適切な措置を講じていないものがあった。

5 今後の取組

運用上の不備となった事案については、引き続き再発防止の徹底を図るとともに、同様の事案が生じないように、各所属において適正な事務執行に向けて取り組んでまいります。